

## 滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 15時30分から17時00分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	15名
4. 欠席委員(1人)
5. 議事日程
  - 1 会長あいさつ
  - 2 議事録署名委員の指名
  - 3 会期の決定について
  - 4 報告1 一般事務報告について
  - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
  - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 8 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
  - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づく要請について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第 30 回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に 8 番 伊藤委員、9 番 川本委員を指名いたします。</p> <p>議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日限りといたします。</p> <p>議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第 1 号一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第 1 号、資料により報告)</p>
議 長	<p>説明が終わりました質疑意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p> <p>報告第 1 号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は中間管理事業の転貸を伴う 2 件です。</p> <p>1 番、2 番、江部乙町 番他 2 筆、さんと北海道農業公社を転貸して さんとの解約です。</p> <p>貸主の申出により、来年度より貸主が耕作することから解約します。</p> <p>以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることから</p>

議 長	よろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
各 委 員	説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。
各 委 員	議案第1号について、原案のとおり可とすることでよろしいですか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第1号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	議事日程6番、議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。 議案第2号、利用権の中途解約の届出について説明します。 今月は1件です。 1番、江部乙町 番 他8筆、さんとさん農地法第3条使用貸借での解約です。 さんの農業廃業に伴う解約で、今後は議案第4号で説明しますが、近隣の農業者が賃貸借する予定です。 本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。
各 委 員	議案第2号について、原案のとおり可とすることでよろしいですか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第2号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	議事日程7番議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。 1番、江部乙町 番 他11筆、地目「田」、2,620.18㎡、「畑」、

	<p>2,020 m<sup>2</sup>、 さんから さんへの売買です。10a 当り、21,550 円、総額 100,000 円です。 さんの死亡により妹の さんが相続したのですが、 さんは老齢で農地の維持管理困難なことから、農地外用地を含め土地をすべて売却予定です。西 丁目と東 丁目の自宅裏の農地は議案第 4 号、中間管理事業の促進計画で売買しますが、自宅の国有地を挟んだ西側のこの農地については飛び地で地目が農地でなかったり、農地の中に雑種地が入る等中間管理事業で売買するには適当でないことから 3 条で売買するものです。</p> <p>2 番、江部乙町 番 他 3 筆、地目「畑」、6,168.63 m<sup>2</sup>、 さんから さんへの 3 条売買です。10a 当り、8,100 円、総額 50,000 円です。転居及び老齢により遠隔地農地の維持管理困難なことから、借主の さんに売却するものです。</p> <p>3 番、江部乙町 番 他 9 筆、地目「田」、31,992 m<sup>2</sup>、「畑」、25,467 m<sup>2</sup>、 さんと さんの賃貸借です。10a 当り、「田」8,000 円、「畑」2,000 円です。これまで使用貸借で へ貸借していましたが、農業法人の経営安定化のため賃貸借に変更したものです。</p> <p>4 番、江部乙町 番 他 40 筆、「田」249,812.28 m<sup>2</sup>、「畑」1,813 m<sup>2</sup>、 さんと さんの 10 年使用貸借です。今月の 23 日に さんが認定農業者となり、経営移譲したことから農地の耕作を譲渡するものです。ただ さんは引退するわけではなく引き続き農業に携わります。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p> <p>各委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p> <p>各委員 (異議なしの声あり)</p> <p>議長 議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。</p> <p>議事日程 8 番、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めま</p>
--	---

<p>説明員</p>	<p>す。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が29件、所有権移転が8件です。貸借権設定の1番から22番までは農用地利用集積計画の期間満了に伴い、中間管理事業で引き続き貸借の更新を継続するものです。</p> <p>1番、2番、江部乙町 番 他5筆、地目「田」、36,096 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。</p> <p>3番、4番、東町 番 他1筆、地目「田」、4,583 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。</p> <p>5番、6番、東町 番 他8筆、地目「田」、39,735.15 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。</p> <p>7番、8番、北滝の川 番他4筆、地目「畑」、50,818 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。</p> <p>9番、10番、北滝の川 番 他3筆、地目「田」、33,961 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。</p> <p>11番、12番、江部乙町 番 他3筆、地目「田」、26,246 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。</p> <p>13番、14番、江部乙町 番 他1筆、地目「田」、47,248 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。</p> <p>15番、16番、江部乙町西 丁目 番3他1筆、地目「田」、548 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの</p>
------------	--

賃借料は、5,000 円です。

17 番、18 番、江部乙町西 丁目 番 2、地目「田」、5,690 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

19 番、20 番、二の坂町 番 他 10 筆、地目「田」、23,475 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 年間、使用貸借のため 10a 当りの賃借料は、0 円です。

21 番、22 番、江部乙町 番 他 6 筆、地目「田」、47,181 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、使用貸借のため 10a 当りの賃借料は、0 円です。

23 番から 28 番までは、新規の賃貸借です。 さんの農業廃業により新規で賃貸借するものです。

23 番、24 番、江部乙町 番 他 9 筆、地目「田」、27,545 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。

25 番、26 番、江部乙町 番 他 2 筆、地目「田」、36,237 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。

27 番、28 番、江部乙町 1147 番 1 他 5 筆、地目「田」、49,069 m<sup>2</sup>、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。

29 番、北滝の川 番 の内他 3 筆、地目「田」27,389 m<sup>2</sup>、北海道農業公社から さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

これは 3 月の第 21 回総会議案第 7 号、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づく公示の結果、所有者が現れず農地法第 41 条第 1 項に基づく利用権の設定に関する裁定が北海道より令和 7 年 11 月 17 日付けで通知、農地中間管理権の設定が裁定されたことにより農業公社から へ 10 年の賃貸借を行うものです。賃貸料の年額 219,000 円については、 は公社に毎年支払い、公社は札幌法務局滝川支局に供託分として、10 年分先払いで

<p>議 長</p> <p>赤川委員長</p>	<p>支払います。</p> <p>次に所有権移転になります。</p> <p>30番、31番江部乙町西 丁目 番 、地目「田」面積8,393㎡、 さ んから北海道農業公社を通して さんへの所有権移転です。遠隔地の耕 作不便地を現在貸借している が売買するものです。売買価格839,000 円、10a当り100,000円です。先月即売となった さんの隣接地で同条 件で購入するものです。</p> <p>32番、33番、江部乙町 番 他22筆、「田」面積53,363.33㎡、 「畑」2,428㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの所有権 移転です。議案第3号と同様、相続した農地の維持管理困難なことから 売却となったものです。売買価格は、6,400,000円、10a当り西 丁目の 農地が173,000円、東 丁目奥の農地が10a当り100,000円、東 丁目 自宅裏の田が10a当り98,000円、畑が6,600円です。</p> <p>34番から37番については、あっせん常任委員より後ほど説明がござ います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>所有権移転の申請番号34番から37番について、滝川西地区あっせん 常任委員会赤川委員長から説明をお願いします。</p> <p>申請番号34番、57番、 さんから滝川市北滝の川 番 外15筆、田 76,707.20㎡、畑966.00㎡の売渡あっせん申出が令和7年10月9日に ありましたので、北滝の川西3、4農事組合、隣接耕作者 さんに農地 あっせんの申出通知をしたところ、 さんから買受の申出がありました ことから、滝川西地区あっせん常任委員会を12月11日9時00分市役所 4会401会議室で開催しました。</p> <p>出席者は、売手、 さん、買手、 さん、委員は滝川西地区委員7名 と、事務局の出席であっせんを行いました。あっせんは成立となりまし た。</p> <p>あっせんの結果内容は、面積、田15,018㎡が23万円、61,689.20㎡ が26万円、畑966.00㎡が5万円、総額が19,541千円となりました。以</p>
-------------------------	--

	<p>上あっせんとなりましたので報告します。</p> <p>続きまして、36番、37番、さんから滝川市北滝の川 番外1筆、田 15,427.00 m<sup>2</sup>の売渡あっせん申出が令和7年10月9日にありましたので、北滝の川西3、5農事組合、隣接耕作者さんに農地あっせんの申出通知をしたところ、さんから買受の申出がありましたことから、滝川西地区あっせん常任委員会を12月11日9時30分市役所4会401会議室で開催しました。</p> <p>出席者は、売手、さん、買手、さん、委員は滝川西地区委員7名と、事務局の出席であっせんを行いました。あっせんは成立となりました。</p> <p>あっせんの結果内容は、面積、田 15,427.00 m<sup>2</sup>が25万円、総額で3,856千円となりました。以上あっせんとなりましたので報告します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。先に議案4号賃借権設定申請番号1番から6番、所有権移転申請番号30番から31番、36番から37番を除く27件の質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。賃借権設定申請番号1番から6番、所有権移転申請番号30番から31番、36番から37番を除く27件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>賃借権設定申請番号1番から6番、所有権移転申請番号30番から31番、36番から37番を除く27件について、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案4号賃借権設定申請番号1番から2番については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退席をお願いします。</p> <p>(退出 16:05)</p>
議 長	<p>賃借権設定申請番号1番から2番についての質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号1番から2番について許</p>

<p>各 委 員 議 長</p>	<p>可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。  (異議なしの声あり)  議案第4号賃借権設定申請番号1番から2番については原案のとおり決定といたします。  委員の入室をお願いします。(入室 16:06)  次に議案4号賃借権設定申請番号3番から6番については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退席をお願いします。  (退出 16:06)  賃借権設定申請番号3番から6番についての質疑、意見を求めます。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>(なしの声あり)  質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号3番から6番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)  議案第4号賃借権設定申請番号3番から6番については原案のとおり決定といたします。  委員の入室をお願いします。(入室 16:07)  次に議案4号所有権移転申請番号30番から31番については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退席をお願いします。  (退出 16:08)  所有権移転申請番号30番から31番についての質疑、意見を求めます。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>(なしの声あり)  質疑意見を終了します。所有権移転申請番号30番から31番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)  議案第4号所有権移転申請番号30番から31番については原案のとおり決定といたします。  委員の入室をお願いします。(入室 16:09)  次に議案4号所有権移転申請番号36番から37番については、農業委</p>

	<p>員会法第 31 条に基づき、委員の退席をお願いします。</p> <p>(退出 16:10)</p> <p>所有権移転申請番号 30 番から 31 番についての質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑意見を終了します。所有権移転申請番号 36 番から 37 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>議案第 4 号所有権移転申請番号 36 番から 37 番については原案のとおり決定いたします。</p>
説 明 員	<p>委員の入室をお願いします。(入室 16:10)</p> <p>議事日程 9 番議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定に基づく要請について事務局に説明を求めます。</p> <p>10 月 21 日滝川市江部乙町 番地 の さんから江部乙町 番 他 6 筆、「田」38,781.00 m<sup>2</sup>、「畑」966.00 m<sup>2</sup>の計 39,747 m<sup>2</sup>の農用地を譲りたい旨の申出があったことから、11 月 12 日に 10 連合南町内会 (10-1、10-2)、と 10-6 農事組合にあっせん申出通知を行ったところ、11 月 13 日に さんからあっせん申込がありました。これを受けて、12 月 11 日午前 10 時 00 分から市役所 4 階 401 会議室において、江部乙西地区あっせん常任委員会を開催し、あっせんが成立しましたが、譲受人である さんから、今すぐ購入するのは難しい旨の申出がありまして、農用地の利用集積を図るため北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、農業経営基盤促進法第 22 条の規定に基づいて滝川市長に要請するものです。</p> <p>あっせん価格は、「田」が 10a あたり 370,000 円、面積は 38,781.00 m<sup>2</sup>、「畑」は 10a あたり 50,000 円、面積は 966.00 m<sup>2</sup>、総額 14,397,000 円です。</p> <p>これらの農用地利用集積等促進計画は、来年 1 月の農業委員会総会に上程する予定です。</p>

議 長	<p>なお、附帯物件はありません。</p> <p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第5号について、原案のとおり可 とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第5号については原案のとおり決定といたします。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願い いたします。</p> <p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>
議 長	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>(行事日程について資料に基づき報告)</p>
議 長	<p>第31回総会は1月28日15時30分からで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第30回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>皆さんご苦労さまでした。(17:00)</p>